原子力規制委員会原子力規制庁長官	保全統括官（東北地方環境事務所に置かれる者であって、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）に基づく措置に関する事務を行う場合に限る。） 原子力規制委員会原子力規制庁長官

（公害健康被害補償不服審査会の庶務を処理する組織を定める省令の一部改正）

3　公害健康被害補償不服審査会の庶務を処理する組織を定める省令（平成十三年環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
公害健康被害補償不服審査会の庶務は、環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課において処理する。	公害健康被害補償不服審査会の庶務は、環境省総合環境政策局環境保健部環境保健企画管理課において処理する。

（環境調査研修所組織規則の一部改正）

4　環境調査研修所組織規則（平成十五年環境省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（所長及び次長） **第二条**　環境調査研修所に、所長及び次長一人を置く。 2　所長は、環境省総合環境政策統括官をもって充てる。 3・4　（略）	（所長及び次長） **第二条**　（略） 2　所長は、総合環境政策局長をもって充てる。 3・4　（略）

（環境調査研修所研修規則の一部改正）

5　環境調査研修所研修規則（平成十五年環境省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（研修計画） **第二条**　（略） 2　所長は、前項の計画を作成するときは、研修の内容その他必要な事項について環境省総合環境政策統括官と協議するものとする。	（研修計画） **第二条**　（略） 2　所長は、前項の計画を作成するときは、研修の内容その他必要な事項について環境省総合環境政策局長と協議するものとする。

○環境省令第十九号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）第十二条第四項及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第四十九条第二項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月十四日

環境大臣　山本　公一

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。